

[資料]

民法典（1942年3月16日勅令第262号）

——イタリア保険法典（5）——

岡 田 豊 基

はじめに

本稿は、イタリア1942年民法典第4編「債務関係」第3章「契約各論」第20節「保険」（1882条～1932条）に定められた保険契約に関する規定、およびその他の保険関連規定の翻訳であり、その内容は陸上保険契約法を中心とする。

イタリアにおける保険契約法の変遷をみると、1882年商法典に陸上保険契約および海上保険約の規定が盛り込まれ、保険法がはじめて法典の中に明示された。その後、1923年4月29日勅令法第966号および1925年1月4日勅令法第63号が制定され、⁽¹⁾保険監督法の整備がなされるに至った。⁽²⁾そして、民商法の統一をめざした1942年民法典が制定され、総則および陸上保険契約はこの中に取り込まれることとなった。それと同時に、1942年航行法典が制定され、その中に、海上保険契約および航空保険契約が定められることになった。

保険契約の比較法研究をするにあたり、イタリア保険法の法理はわれわれに有益な示唆を与えてくれる。その内容を考察するにあっては、まず、同法の条文の翻訳を行わなければならないが、保険契約法を定めるイタリア民法1882条から1932条までの規定の翻訳は、木村栄一教授および風間鶴寿教授によりなされ、⁽³⁾その翻訳および逐条的研究は、栗田和彦、⁽⁴⁾

(5)

今井薰、小櫻純の各教授および筆者によりなされている。ただ、イタリア民法典を概観すると、保険契約に関する規定は、同1882条から1932条までの規定の他にもあることがわかる。そして、前述のように、航行法典にも数多く存在する。そこで、筆者は、Donati = Kohler の著書“Codice delle leggi sulle assicurazioni private”に掲載された保険契約に関する規定を参考にしながら、⁽⁶⁾ 保険契約に関する規定の包括的な翻訳を試みることにした。本稿では、とりあえず、1942年民法典に定められた総則および陸上保険契約の規定をその対象とし、海上保険契約および航空保険契約を定める航行法典の規定の翻訳は別稿に譲ることにした。⁽⁷⁾ なお、筆者は、本稿において翻訳を試みるにあたり、前述の有益な三研究を参考にしたことはいうまでもない。

- (1) 拙稿「イタリア1942年民法制定前の生命保険事業規制」現代保険学の展開（水島一也先生還暦記念）384頁以下（千倉書房・平成2年）を参照。
- (2) 拙訳「1925年1月4日勅令法第63号—イタリア保険法典（4）—」神戸学院法学27巻3号89頁以下。
- (3) 木村栄一「イタリア保険契約法」損害保険研究18巻3号1頁。
- (4) 風間鶴寿・全訳イタリア民法典〔追補版〕285頁以下（法律文化社・昭和52年）。
- (5) 栗田和彦=今井薰=岡田豊基=小櫻純「イタリア保険法の逐条的研究（一）～（三）」関西大学法学論集39巻2号202頁、同40巻2号175頁、同40巻6号211頁、栗田=今井「イタリア保険法の逐条的研究（四）～（六）」同41巻4号205頁、42巻6号293頁、43巻3号294頁。
- (6) Antigono Donati = Adelmo Kohler, *Codice delle leggi sulle assicurazioni private*, 4a ed., Giuffrè, 1993, pagg. 3-20.
- (7) 拙訳「航行法典（1942年3月30日勅令第327号）—イタリア保険法典（6）—」神戸学院法学27巻4号133頁以下。

民法典（1942年3月16日勅令第262号）

民法典（1942年3月16日勅令第262号）

Codice civile (Regio Decreto 16 marzo 1942, n.262)

第2編 相続

第4章 分割

第2節 持戻

第741条（嫁資およびその他の給与の持戻）

第3編 所有権

第4章 永小作権

第963条（土地の全部または一部の滅失）

第5章 用益権、使用権および居住権

第1節 用益権

第1019条（用益権者が保険に付した物の滅失）

第7章 共同所有関係

第2節 建物における共同所有

第1128条（建物の全部または一部の滅失）

第4編 債務関係

第3章 契約各論

第1節 売買

第1529条（危険）

第6節 賃貸借

第1589条（保険の目的の火災）

第10節 代理商契約

第1753条 (保険代理商)

第19節 終身年金

第1872条 (設定の態様)

第1873条 (存続期間の決定)

第1874条 (複数人の者のためにする設定)

第1875条 (第三者のためにする設定)

第1876条 (すでに死亡した者について設定された年金)

第1877条 (有償終身年金契約の解除)

第1878条 (期限の到来した分割金支払の欠如)

第1879条 (償却の禁止および後発的負担過重)

第1880条 (年金支払の態様)

第1881条 (年金の差押または仮処分)

第20節 保 険

第1款 総 則

第1882条 (概念)

第1883条 (保険の営業)

第1884条 (相互保険)

第1885条 (航行の危険に対する保険)

第1886条 (社会保険)

第1887条 (申込の効力)

第1888条 (契約の証明)

第1889条 (指図式および持参人払式保険証券)

第1890条 (他人の名義における保険)

第1891条 (他人のためまたは不特定人のためにする保険)

第1892条 (悪意または重大な過失による不実告知および不告知)

民法典（1942年3月16日勅令第262号）

第1893条（悪意または重大な過失なき不実告知および不告知）

第1894条（他人の名義または他人のためにする保険）

第1895条（危険の不存在）

第1896条（保険期間中の危険の終了）

第1897条（危険の減少）

第1898条（危険の増大）

第1899条（保険期間）

第1900条（被保険者またはその関係者の悪意または重大な過失により生じた保険事故）

第1901条（保険料の不払）

第1902条（合併、集中および行政上の強制清算）

第1903条（保険代理人）

第2款 損害保険

第1904条（保険の利益）

第1905条（填補の限度）

第1906条（物の瑕疵により生じた損害）

第1907条（一部保険）

第1908条（保険の目的的価額）

第1909条（物の価額を超える金額の保険）

第1910条（異なる保険者に付された保険）

第1911条（共同保険）

第1912条（地震、戦争、暴動、民衆蜂起）

第1913条（保険事故発生の保険者への通知）

第1914条（損害防止義務）

第1915条（通知または損害防止義務の不履行）

第1916条（保険者代位権）

第1917条（民事責任保険）

第1918条（保険の目的の譲渡）

第3款 生命保険

第1919条（自己の生命または他人の生命の保険）

第1920条（他人のためにする保険）

第1921条（利益の撤回）

第1922条（利益からの失権）

第1923条（債権者および相続人の権利）

第1924条（保険料の不払）

第1925条（証券の買戻および減額）

第1926条（被保険者の職業の変更）

第1927条（被保険者の自殺）

第4款 再保険

第1928条（証明）

第1929条（契約の効力）

第1930条（行政上の強制清算における再被保険者の権利）

第1931条（債権および債務の相殺）

第5款 終末規定

第1932条（排除不能の規定）

第5編 労 働

第6章 協同組合および相互保険

第2節 相互保険

第2546条（概念）

第2547条（適用される規定）

第2548条（担保基金設定のための出資）

民法典（1942年3月16日勅令第262号）

第6編 諸権利の保護

第3章 財産的責任、優先権の原因および財産的担保の保存

第1節 総則

第2742条（物に対する賠償金の代位）

第2節 先取特権

第2767条（保険の目的に対する損害賠償債権）

第2778条（動産上の他の先取特権の順位）

第5章 消滅時効および失効

第1節 消滅時効

第4款 時効期間

第2項 短期時効

第2952条（保険に関する時効）

第2編 相 続

第4章 分 割

第2節 持 戻

第741条(嫁資およびその他の給与の持戻)被相続人がその卑属に対し、婚姻のため、職業もしくは地位を取得させるため、彼らのために生命保険契約の保険料を支払うため、または彼らの債務を弁済するために、嫁資を設定したまはその他の給与をなすことを目的として費やしたものには、持戻に服する。

贈与者が充分な担保なくして嫁資を夫に提供した場合には、嫁資の設定を受けた娘は、夫の財産に対する請求権を持ち戻す義務だけを負う。

第3編 所有権

第4章 永小作権

第963条(土地の全部または一部の滅失)永小作地が全部滅失したときは、永小作権は消滅する。

土地の大部分が滅失したことにより、小作料が残存部分の価額に比例しなくなった場合には、永小作人は事情に応じて、小作料の適當な減額を請求するか、またはその権利を放棄して、土地を設定者に返還することができる。ただし、残存部分に対する改良費償還請求権を妨げない。

小作料減額の請求および権利の放棄は、滅失の時から1年を経過した場合には認められない。

土地が保険に付され、かつ、その保険が設定者の利益においてもなされた場合には、保険金はそれぞれの権利の額に比例して、設定者と永小作人との間で配分される。

民法典（1942年3月16日勅令第262号）

公益による所有権剥奪の場合には、保険金は前項の規定に従って配分される。

第5章 用益権、使用権および居住権

第1節 用益権

第1019条（用益権者が保険に付した物の滅失）用益権者が物を保険に付する手続きを講じ、またはすでに保険に付した物について保険料を支払っていた場合には、用益権は保険者が支払う保険金の上に移転する。

建物が滅失し、所有者が保険金として取得した金額をもって建物を再建しようとする場合には、用益権者は異議を申し立てることができない。この場合、用益権は再建された建物の上に移転する。ただし、再建費用が用益権に属する金額よりも大きい場合には、新しい建物上の用益権者の権利は用益権の金額に比例して制限される。

第7章 共同所有関係

第2節 建物における共同所有

第1128条（建物の全部または一部の滅失）建物の全部、またはその価額の4分の3に相当する部分が滅失した場合には、各共同所有者は土地および材料の競売を請求することができる。ただし、反対の特約があったときは、この限りではない。

それより少ない部分が滅失した場合には、共同所有者会議は建物の共有部分の改築を協議し、かつ、各所有者は当該部分に対する自己の権利に比例して、これに協力しなければならない。

共有部分に相当する保険金は、建物の改築費用に供される。

建物の改築に参加することを望まない共同所有者は、排他的所有権の部分についても、それに関する評価に従い、他の共同所有者に対して自

己の権利を譲渡しなければならない。ただし、共同所有者の一部の者に限り権利の譲渡を希望することができる。

第4編 債務関係

第3章 契約各論

第1節 売 買

第1529条（危険）売買が運送中の物を目的とし、かつ、買主に引き渡された証券中に運送の危険に関する保険証券が含まれている場合には、商品がさらされている危険は、それが運送人に引き渡された時から買主の負担となる。

前項の規定は、契約の当時、売主が商品の滅失または毀損を知っており、かつ、悪意でそれを買主に秘していた場合には適用されない。

第6節 賃貸借

第1589条（保険の目的の火災）火災によって破壊または毀損された物が、賃貸人によりまたはこの者の費用で保険に付されていた場合には、賃借人の賃貸人に対する責任は、保険者が支払った保険金と現実の損害額との差額に制限される。

それが評価済動産であり、かつ、評価と同額について保険に付された場合には、賃借人の賃貸人に対するすべての責任は、賃貸人が保険者から保険金を受けている場合には発生しない。

いかなる場合においても、保険者の代位権に関する規定を妨げない。

第10節 代理商契約

第1753条（保険代理商）本節の規定は、同業組合の規範または慣習に抵触せず、かつ、保険業の性質と両立するものである限り、保険代理商にも適用される。

第19節 終身年金

第1872条（設定の態様）終身年金は、動産もしくは不動産の譲渡により、または基金の譲与により、有償名義で設定設定されることができる。

終身年金は贈与または遺言によっても設定されることがある。この場合、これらの行為につき法律で定められている規定が適用される。

第1873条（存続期間の決定）終身年金は、受益者または他の者の生命の存続期間について設定されることがある。

それは、複数人の生命の存続期間についても設定されることがある。

第1874条（複数人の者のためにする設定）年金が複数人の者のために設定された場合には、先に死亡した債権者に属していた部分は他の者のために増分される。ただし、これと異なる合意を妨げない。

第1875条（第三者のためにする設定）第三者のために設定された終身年金は、たとえそれがこの者に対する恩恵を意味するものであっても、贈与について定められた方式を要求しない。

第1876条（すでに死亡した者について設定された年金）年金が、契約の当時、すでに生存していない者の生存期間について設定された場合には、契約は無効である。

第1877条（有償終身年金契約の解除）有償名義で設定された終身年金の債権者は、諾約者が合意された担保を債権者に提供せず、またはそれを減少させた場合には、契約の解除を請求することができる。

第1878条（期限の到来した分割金支払の欠如）期限の到来した年金の賦払金が支払われない場合には、年金の債権者は、たとえこの者が要約者であるとしても、契約の解除を請求することはできない。ただし、売得金をもって、年金の支払を確保するのに充分な金額を使用するために債務者の財産を差し押さえ、かつ、売却せしめることができる。

第1879条（償却の禁止および後発的負担過重）年金の債務者は、反対の特約ある場合を除き、たとえ支払われた年賦額の返還を放棄した場合においても、基金の償還を提供することにより、年金の支払から解放されることはできない。

この者は、その給付が重い負担となったとしても、全設定期間について年金を支払う義務を負う。

第1880条（年金支払の態様）契約で設定された終身年金は、生存部分に基づいて設定された者の生存日数に比例して債権者に支払われなければならない。

ただし、前払で分割払されることが合意されている場合には、各賦払金は期限到来日から取得される。

第1881条（年金の差押または仮処分）終身年金が無償名義で設定されている場合には、債権者を扶養する必要の限度内で、差押または仮処分に服しない旨を定めることができる。

第20節 保 險

第1款 総 則

第1882条（概念）保険とは、保険者が保険料の支払を得て、合意された範囲内で、保険事故により被保険者に生じる損害をこの者に填補し、または人の生命に関するできごとの発生に際し、資金または年金を支払う義務を負う契約をいう。

第1883条（保険の営業）保険企業は、公法上の制度または株式会社によって、かつ、特別法で定められた規定を遵守するのではなければ、これを営むことができない。

第1884条（相互保険）相互保険は関係の特性に合致する限りにおいて、本節の規定により規律される。

第1885条（航行の危険に対する保険）航行の危険に対する保険は、航行法典によって規制されていない限り、本節の規定により規律される。

第1886条（社会保険）社会保険は特別法により規律される。特別法に規定がない場合には、本節の規定が適用される。

第1887条（申込の効力）保険者に対する書面による申込は15日間、または医師の診察を要するときの申込は30日間、これを撤回することができない。この期間は申込の通知または発信の日から開始する。

第1888条（契約の証明）保険契約は書面によって証明されなければならない。

保険者は、保険契約者に対し、保険証券または保険者によって署名さ

れたその他の証書を交付する義務を負う。

保険者はこの他に、保険契約者の要求および費用により、保険証券の副本または写しを交付する義務を負う。ただし、この場合には、原本の提示または返還を請求することができる。

第1889条（指図式および持参人払式保険証券） 保険証券が指図式または持参人払式の場合には、その移転は譲渡の効果を伴って、保険者に対する債権の移転をもたらす。

ただし、保険者が悪意または重大な過失なくして保険証券の被裏書人または持参人に保険金を支払った場合には、これらの者が被保険者でなくとも免責される。

指図式保険証券が、紛失、盗難または滅失した場合には、指図式有価証券の除権に関する規定が適用される。

第1890条（他人の名義における保険） 保険契約者が他人の名義において権限なく保険契約を締結した場合には、利害関係人は、保険期間満了後または保険事故発生後においても、その契約を追認することができる。

保険契約者は、保険者が追認または追認拒絶の通知を受け取るまで、契約から生じる義務をみずから遵守しなければならない。

保険契約者は、保険者が追認拒絶の通知を受け取った時に進行中の期間の保険料を、保険者に支払わなければならない。

第1891条（他人のためまたは不特定人のためにする保険） 保険が他人のためまたは不特定人のために締結される場合には、保険契約者は契約に基づく義務を履行しなければならない。ただし、その性質上、被保険者によってのみ履行をなすことのできる義務については、この限りではない。

契約に基づく権利は被保険者に帰属する。保険契約者は保険証券を保

民法典（1942年3月16日勅令第262号）

有するときといえども、被保険者の明示の同意なくしては権利を行使することはできない。

契約に基づき保険契約者に対抗することのできる抗弁は、被保険者にも対抗することができる。

保険者に支払われた保険料および契約上の費用の払戻にあたり、保険契約者は、保険者が支払うべき金額につき、保存費用の債権と同一の基準で先取特権を有する。

第1892条（悪意または重大な過失による不実告知および不告知）保険者が事物の真の事実状態を知つていれば同意しなかったか、または同一条件では同意しなかったであろう事情に関する保険契約者の不実告知および不告知は、保険契約者が悪意または重大な過失によってそれをなした場合には、契約の取消事由となる。

保険者は、不実告知または不告知を知った日から3ヶ月以内に、保険契約者に対して取消をなす旨を通知しない場合には、契約を取り消す権利を失う。

保険者は、取消を求めた時に進行中の期間に関する保険料の請求権を有し、かつ、いかなる場合においても、初年度の約定保険料の請求権を有する。保険事故が前項に定められた期間の経過前に発生した場合には、保険者は保険金を支払うことを要しない。

保険が複数の人または複数の物に関連する場合、契約は、不実告知または不告知にかかわらない人または物については、有効である。

第1893条（悪意または重大な過失なき不実告知および不告知）保険契約者が悪意または重大な過失なくして不実告知および不告知をなした場合には、これらは契約の取消事由とはならない。ただし、保険者は不実告知または不告知を知った日から3ヶ月以内に、被保険者に対してなされるべき通告により、契約を解約することができる。

保険者が不実告知または不告知を知る前に、または保険者が契約解約を通告する前に保険事故が発生した場合には、支払われるべき保険金の額は、約定保険料と事物の真の事実状態が知らされていれば適用されたであろう保険料との差額に比例して縮減される。

第1894条（他人の名義または他人のためにする保険）他人の名義におけるまたは他人のためにする保険において、この者が危険に関する不実告知または不告知を知っている場合には、保険者のために第1892条および第1893条の規定が適用される。

第1895条（危険の不存在）危険がまったく存在しなかった場合、または契約締結前に存在しなくなった場合には、契約は無効である。

第1896条（保険期間中の危険の終了）危険が契約締結後に存在しなくなった場合には、契約は消滅する。ただし、保険者は危険の終了が自己に通知されるまで、またはその他の方法で了知されるまで、保険料の支払請求権を有する。通知または了知の時に進行中であった期間に関する保険料は、全額支払われなければならない。

保険の効果が契約締結後一定の期間を経て始まるべきものであり、かつ、危険がその間に終了した場合には、保険者は費用の償還請求権だけを有する。

第1897条（危険の減少）保険契約者が、保険者に対し、契約締結の時に知らせていたとすれば、より低額の保険料で契約を締結したであろうような危険の減少を生ずる変更を、通知した場合には、通知後の保険料または分割保険料の支払期日後は、保険者はより低額の保険料のみを請求することができる。ただし、通知の日から2ヶ月以内に契約を解約する権限を有する。

契約の解約の告知は1ヶ月後に効果を生ずる。

第1898条（危険の増大） 契約締結の当時、事物の新しい状態が存在し、かつ、保険者がそれを認識していたならば、保険者は保険を合意しなかったか、またはより高額の保険料でなければ合意しなかったであろうような程度において危険を増大する変更について、保険契約者は、すみやかに保険者に通知する義務を負う。

保険者は通知を受けた日、またはその他の方法で危険の増大を知った日から1ヶ月以内に、被保険者に対して書面で通知し、契約を解約することができる。

保険者による解約は、危険の増大が保険者が保険を合意しなかったであろうような場合には、ただちにその効果を生じる。危険の増大が、保険をなすについてより高額の保険料が要求されたであろうような場合には、15日後にその効果を生ずる。

解約の通知がなされた時に進行中の期間に関する保険料は、保険者に帰属する。

解約の通知および解約の効果の発生に関する期間が経過する前に、保険事故が発生した場合には、危険の増大が、契約締結の当時、新しい事態が存在していたとすれば保険を合意しなかったであろうようなものであるときは、保険者はその責任を負わない。そうでない場合には、契約において約定された保険料と、契約の当時、より大きな危険が存在していたとすれば定められていたであろう保険料との関係を考慮して、保険金が減額される。

第1899条（保険期間） 保険は、契約締結日の24時から契約に定められた期間の最終日の24時まで効力を有する。保険期間が10年を超える場合、当事者は、10年を経過し、かつ、反対の特約があっても、6ヶ月以前に書留郵便によってもなされる予告によって、契約を解約する権利を有す

る。

契約は、一度または数度にわたり默示的に延長することができる。ただし、各默示的延長は2年を超えることができない。

本条の規定は生命保険には適用されない。

第1900条（被保険者またはその関係者の悪意または重大な過失により生じた保険事故）保険者は、保険契約者、被保険者または保険金受取人の悪意または重大な過失により生じた保険事故については、責任を負わない。ただし、重大な過失の場合について反対の特約がある場合には、この限りではない。

保険者は、被保険者がその行為について責任を負うべき者の悪意または重大な過失により生じた保険事故については、責任を負わなければならぬ。

保険者は、この他に、反対の特約がある場合であっても、人的連帶性の義務のため、または保険者との共通の利益を保護するためになされた、保険契約者、被保険者または保険金受取人の行為に起因する保険事故については、責任を負わなければならない。

第1901条（保険料の不払）保険契約者が、契約に定められた保険料または第1回目の分割保険料を支払わない場合には、保険は、保険契約者が支払うべき額を支払う日の24時まで停止する。

保険契約者が合意された支払期日に後続の保険料を支払わない場合には、保険は支払期間から15日目の24時から停止する。

前二項に定められる場合において、保険者が保険料または分割保険料の支払期日に達した日から6ヶ月以内に徴収のために支払を請求しない場合には、契約は当然に解約される。保険者は、進行中の保険期間に関する保険料の支払請求権および費用の償還請求権のみを有する。

本条の規定は生命保険には適用されない。

民法典（1942年3月16日勅令第262号）

第1902条（合併、集中および行政上の強制清算）複数の保険企業間の合併および集中は、保険契約の消滅原因にならない。契約は、合併により設立される保険企業、または以前に存在していた企業を吸収する保険企業との間で継続する。保有契約の譲渡については、特別法が遵守される。

保険企業が行政上の強制清算に付された場合、保険契約は特別法が定めた方式および効果により消滅し、被保険者集団のための先取特権についても特別法の定めるところに従う。

第1903条（保険代理人）保険契約を締結する権限を付与された代理人は、契約の変更および解除に関する行為を行うことができる。ただし、法律が要求する方式で公示される代理権に含まれる制限がある場合には、この限りではない。

この者は、さらに、委任業務の遂行中になした行為に関連する債務について、契約が締結された営業所の所在する地の裁判所に保険者の名義において訴えを提起し、かつ、訴訟に召喚ができる。

第2款 損害保険

第1904条（保険の利益）損害保険契約は、保険の開始時において、損害填補につき被保険者の利益が存在しなければ、効力を生じない。

第1905条（填補の限度）保険者は契約の定める方法および限度において、保険事故により被保険者が被った損害を填補しなければならない。

保険者は、みずから明らかに義務を負った場合にのみ、期待利益について責任を負う。

第1906条（物の瑕疵により生じた損害）反対の特約がない限り、保険

者は、告知されなかった保険の目的の隠れた瑕疵によって生じた損害については責任を負わない。

瑕疵が損害を増大させた場合には、保険者は、反対の特約がない限り、瑕疵が存在しなければ負担したであろう限度において、損害について責任を負う。

第1907条（一部保険） 保険の目的が保険事故発生時に有する価額の一部のみについて保険に付される場合には、保険者は別段の特約がない限り、保険に付された部分の割合に応じて損害を填補する責任を負う。

第1908条（保険の目的の価額） 損害額を評価する場合、滅失または毀損する物について、それが保険事故発生時に有する価額を超える価額を保険に付することはできない。

ただし、保険の目的の価額は、当事者が書面による評価の方法で、契約締結時に定めることができる。

保険証券またはその他の書類においてなされる保険の目的の価額の告知は、評価とはみなされない。

農業生産物保険において、損害額は、生産物が成熟時または収穫時に有していたであろう価額に関連して決定される。

第1909条（物の価額を超える金額の保険） 保険の目的の実体価額を超える金額の保険は、被保険者が故意の場合には、効力を有さない。この場合、保険者が善意のときは、進行中の保険期間の保険料について権利を有する。

保険契約者の側が故意でない場合には、契約は保険の目的の実体価額に達するまで効力を有し、保険契約者は保険料を割合に応じて減額させる権利を有する。

民法典（1942年3月16日勅令第262号）

第1910条（異なった保険者に付された保険）同一の危険について、複数の保険契約が異なる保険者のもとで別個に締結されている場合には、被保険者は各保険者に対して、すべての保険契約につき通知しなければならない。

被保険者が故意に通知を怠った場合には、保険者は保険金の支払の責任を負わない。

保険事故が発生した場合、被保険者は、第1913条の規定に従い、すべての保険者に保険事故発生を通知し、各保険者に対して他の保険者の名称を明示しなければならない。被保険者は、各保険者に対して、各契約に従って支払われるべき保険金を請求することができる。ただし、受領する保険金の総額が損害額を超えてはならない。

保険金を支払った保険者は、各契約に従って支払われるべき保険金の割合に応じて、分担額につき、他の保険者に対して求償権を有する。保険者のうちの一人が支払不能となった場合には、その分担額は他の保険者の間で分担される。

第1911条（共同保険）同一の保険または同一の物に関する危険の保険が、一定の割合ごとに複数の保険者により分割された場合には、全保険者が署名した契約が一個のときといえども、各保険者は各自の割合に応じてのみ、保険金を支払う責任を負う。

第1912条（地震、戦争、暴動、民衆蜂起）反対の特約がある場合を除き、保険者は地殻変動、戦争、暴動または民衆蜂起によって生じる損害について責任を負わない。

第1913条（保険事故発生の保険者への通知）被保険者は、保険事故の発生した日またはその発生を知った日から3日以内に、保険者または契約の締結権限を有する代理人に対して、保険事故の発生を通知しなけれ

ばならない。保険者または契約の締結権限を有する代理人が、当該期間内に損害防止または保険事故の発生を認識する行為に関与した場合には、通知を要しない。

家畜死亡保険の場合には、反対の特約ある場合を除き、24時間以内に通知されなければならない。

第1914条（損害防止義務） 被保険者は、可能な限り損害を回避または減少させなければならない。

被保険者がこの目的のために支出した費用は、その金額が損害額との合計で保険金額を超える場合、およびその目的を達しない場合であっても、保険価額と保険の目的が保険事故発生の時に有していた価額との割合において、保険者が負担しなければならない。ただし、保険者がその費用が不当に支出されたことを証明する場合は、この限りではない。

保険者は、保険事故に起因する損害を回避または減少させるべく被保険者が講じた手段により、保険の目的に直接生じた物的損害につき責任を負う。ただし、保険者が当該手段が不当に使用されたことを証明する場合には、この限りではない。

保険の目的の損害防止および保存のための保険者の関与は、その権利に影響しない。

損害防止に関与する保険者は、被保険者により要求された場合には、その費用を前払するか、または保険価額の割合で分担しなければならない。

第1915条（通知または損害防止義務の不履行） 通知または損害防止義務を故意に履行しない被保険者は、損害填補請求権を失う。

被保険者がこれらの義務を過失により履行しない場合には、保険者は被った損害を理由に損害填補金額を減額する権利を有する。

民法典（1942年3月16日勅令第262号）

第1916条（保険者代位権）損害賠償金を支払った保険者は、その額を限度として、責任を負うべき第三者に対する被保険者の権利を代位する。

故意の場合を除き、損害が子、準養子、尊属、被保険者と常に同居するその他の血族もしくは姻族、または家事使用人によるものである場合には、代位を生じない。

被保険者は、代位権に与えた損害につき、保険者に対して責任を負う。

本条の規定は労働災害保険および傷害保険にも適用される。

第1917条（民事責任保険）民事責任保険において、保険者は保険期間中に惹起した行為の結果、被保険者が契約において定められた責任について第三者に支払うべき金額につき、被保険者に支払う義務を負う。故意の行為から生ずる損害は免除される。

保険者は、あらかじめ被保険者に通知した後、被害者である第三者に賠償金を直接支払う権限を有し、被保険者が要求する場合には、直接支払う義務を負う。

被保険者に対する被害者の請求権に対抗するために費消された費用は、保険金額の4分の1を限度として、保険者が負担する。ただし、被害者に保険価額を超える金額が支払われる場合には、訴訟費用は保険者と被保険者との間で各利益の割合に応じて分担される。

被害者に提訴された被保険者は、保険者を訴訟に召喚することができる。

第1918条（保険の目的の譲渡）保険の目的の譲渡は、保険契約の解約原因とはならない。

被保険者が、保険者に対して譲渡を、譲受人に対して保険契約の存在をそれぞれ通知しない場合には、この者は、譲渡の日以後に期限の到来する保険料の支払義務を負う。

保険契約の存在の通知がなされた後、譲受人が契約を継受する意思の

ないことを、譲渡後の最初の保険料支払期日から10日以内に保険者に対して書留郵便で通知しない場合には、被保険者の権利および義務は譲受人に移転する。この場合、進行中の保険期間に関する保険料は保険者に帰属する。

保険者は、譲渡の通知がなされた日から10日以内に、書留郵便によつてもなされる15日間の予告によって、契約を解約することができる。

指図式または持参人式保険証券が発行された場合には、いかなる譲渡通知も保険者になされる必要はなく、保険者も譲受人も契約を解約することはできない。

第3款 生命保険

第1919条（自己の生命または他人の生命の保険）保険は、自己の生命または他人の生命につき締結ができる。

他人の死亡の場合につき締結された保険は、他人またはその法定代理人が契約の締結につき同意しなければ、有効とならない。

同意は書面により証明されなければならない。

第1920条（他人のためにする保険）他人のためにする生命保険は有効である。

保険金受取人の指定は、保険契約の締結において、保険者に対してなされる書面による後日の通知により、または遺言によりなされることができる。指定は、保険金受取人がそれを概括的になしている場合であつても、効力を有する。特定人のために遺言においてなされた保険金の贈与は、指定と同等の効力を有する。

他人は、指定により保険の利益に対して固有の権利を取得する。

民法典（1942年3月16日勅令第262号）

第1921条（利益の撤回）保険金受取人の指定は、前条の規定に従ってなされる方式により撤回ができる。ただし、撤回は、保険契約者の死後、相続人によってなされることはできず、また、保険事故が発生し、保険金受取人が利益を享受する意思を表示した後にもなされることはできない。

保険契約者が書面により撤回権を放棄した場合、保険金受取人が保険契約者に利益を享受する意思を表示した後は、撤回は効果を有しない。保険契約者の放棄および保険金受取人の意思表示は、書面により保険者に対してなされなければならない。

第1922条（利益からの失権）保険金受取人の指定は、たとえ撤回不能であっても、保険金受取人が被保険者の生命を奪おうとした場合には、効力を有しない。

指定は、それが撤回不能であり、かつ、贈与としてなされた場合であっても、第800条に定められた場合には、撤回ができる。

第1923条（債権者および相続人の権利）保険者により保険契約者または保険金受取人に支払われるべき金員は、執行訴訟または保全訴訟の結果に服することはできない。

支払済保険料については、債権者を害してなされた行為の取消に関する規定、ならびに持戻、充当および贈与の減額に関する規定が適用される。

第1924条（保険料の不払）保険契約者が初年度に関する保険料を支払わない場合には、保険者は、保険料が支払期限に達した日から6ヶ月以内に契約の履行を請求することができる。本規定は、保険料が分割払になっている場合にも適用されるが、第1901条1項および第2項の規定は適用されない。この場合、その期間は各分割保険料の支払期日から起算

される。

保険契約者が後続の保険料を、保険証券によって規定された猶予期間内に、またはその規定がなければ、支払期限から20日以内に支払わない場合には、契約は当然に解約される。保険の買戻または保険金額の減額に関する条件が存在する場合を除き、支払済保険料は保険者に帰属する。

第1925条（証券の買戻および減額） 保険証券は、被保険者が保険の買戻価額または減額価額をいつにても知りうるように、買戻の権利および保険金額の減額の権利を定めなければならない。

第1926条（被保険者の職業の変更） 被保険者の職業または活動の変更は、新しい事実状態が契約の当時存在していれば、保険者は保険を承諾しなかったであろう程度に危険を増大しなければ、保険の効果を終了させない。

変更が、新しい事実状態が契約の当時存在していれば、保険者が高額の保険料を得て保険を承諾したであろうような性質の場合には、保険金額の支払は、約定されたであろう保険料に対する低額の約定保険料の割合に応じて減額される。

被保険者が前項までの変更を保険者に通知した場合には、保険者は、15日以内に契約を終了させるか、または保険金額を減額するか、もしくは保険料を増額するかを通知しなければならない。

保険者が前項の二つのうちの一つの方向で契約を変更したい旨を通知した場合、被保険者は後続の15日以内に、その申込を承諾するか否かを通知しなければならない。

被保険者が承諾しない旨を通知した場合には、進行中の保険料期間に関する保険者の保険料支払請求権および被保険者の買戻権を除き、契約は終了する。被保険者の沈黙は保険者の申込に対する承諾とみなされる。

前5項に定められた通告および通知は、書留郵便によってもなされる

ことができる。

第1927条（被保険者の自殺）被保険者が契約の締結から2年が経過する前に自殺した場合には、保険者は、反対の特約がない限り、保険金額を支払う責任を負わない。

保険料の不払により契約が停止し、停止の終了した日から2年が経過していない場合においても、保険者は責任を負わない。

第4款 再保険

第1928条（証明）一連の保険関係に関する包括的再保険契約は、書面により証明されなければならない。

包括契約の履行における再保険関係および単一危険のための再保険契約は、一般規定により証明されることができる。

第1929条（契約の効力）再保険契約は、被保険者集団のための先取特権に関する特別法の規定を除き、被保険者と再保険者との関係を生じさせない。

第1930条（行政上の強制清算における再被保険者の権利）再被保険者が行政上の強制清算に付された場合には、再保険者は、保険料およびその他の債権との相殺を除き、再被保険者に支払うべき保険金を全額支払わなければならない。

第1931条（債権および債務の相殺）企業である再保険者または再被保険者が行政上の強制清算に付された場合には、複数の再保険契約に関する計算の締切から生じる債務および債権は、清算の終了時に当然に相殺される。

第5款 終末規定

第1932条（排除不能の規定）第1887条，第1892条，第1893条，第1894条，第1897条，第1898条，第1899条第2項，第1901条，第1903条第2項，第1914条第2項，第1915条第2項，第1917条第3項および第4項，ならびに第1926条の規定は，被保険者にとってより有利でなければ，排除されることはできない。

被保険者にとってより不利に排除される条項は，対応する法律の規定により，当然に取って代わられる。

第5編 労 働

第6章 協同組合および相互保険

第2節 相互保険

第2546条（概念）保険相互組合においては，組合債務は組合資産をもって担保される。

組合員は，設立証書に定められた最高の限度内において，固定または可変の分担金の支払につき義務を負う。

相互保険においては，組合員が組合の下で保険に加入しない場合には，組合員の資格は取得されることはできず，保険の消滅とともに組合員の資格は失われる。ただし，第2548条に定められているものは，この限りはない。

第2547条（適用される規定）保険相互組合は，保険業に関する特別法によって定められている認可，監視およびその他の監督に服し，かつ，その性質と両立するものである限り，有限責任協同組合について定められている規定によって規律される。

民法典（1942年3月16日勅令第262号）

第2548条（担保基金設定のための出資）設立証書は、被保険者または第三者側からの特別融資の方法により、第三者にも組合員たる資格を与える、保険金支払のための担保基金の設定を定めることができる。

設立証書は財政援助者である組合員に複数票を与えることができる。ただし、出資額に対し5票を超えてはならない。

財政援助者である組合員に付与された票は、かかるものとして、被保険者である組合員に属する票数よりもつねに少なくなければならない。

財政援助者である組合員は、取締役に任命されることができる。取締役の過半数は、被保険者たる組合員によって構成されなければならない。

第6編 諸権利の保護

第3章 財産的責任、優先権の原因および財産的担保の保存

第1節 総 則

第2742条（物に対する賠償金の代位）先取特権、質権または抵当権が設定されている物が滅失または毀損した場合には、滅失または毀損の賠償金につき保険者が負担した金額は、当該金額が滅失または毀損を修復するため使用された場合を除き、その順位に従い、先取特権、質権または抵当権をもって担保されている債権の弁済に拘束される。裁判所は、利害関係人の請求に基づき、物の原状回復または修復にその金額の使用を確保するため、適切な担保を命ずることができる。

保険者は、異議がなされることなく、滅失または毀損から30日後に保険金を支払ったときは解放される。ただし、登記しなければならない不動産に係わる場合には、滅失または毀損の発生した事実を登記した債権者への通知の日から30日の期間が異議なく経過した後でなければ、保険者は解放されない。

強制地役または強制共有もしくは公益収用の原因により負担された金

額は、この目的のために特別法の規定が遵守され、債権の弁済のため拘束される。

第2節 先取特権

第2767条（保険の目的に対する損害賠償債権）民事責任保険について、賠償に対する被害者の債権は、保険者によって負担された保険金の上に先取特権を有する。

第2778条（動産上の他の先取特権の順位）第2777条に定められている場合を除き、同一の物の上に一般または特別の先取特権を有する債権が競合する場合には、優先権は以下の順位で行使される。

- 1 第2753条に定められている障害者、老齢者および遺族のための強制保険の方式を取り扱う特別の施設、法人、団体または基金 一代行または補充的なそれを含む に支払われるべき分担金に対する債権。
- 2 先取特権が不動産の果実、地代および家賃の上に別々に行使された場合には、第2771条に定められている地租に対する債権。
- 3 第2766条の最初の2項に定められている農業信用を営む機関の債権。
- 4 第2756条に定められている動産購入の貸与金、およびその保存または改良の費用に対する債権。
- 5 第2757条に定められている耕作および収穫において雇用される労働者に支払われるべき賃金に対する債権。
- 6 種子、肥料、駆除剤および灌漑用水の供給に対する債権、ならびに第2757条に定められている耕作および収穫の労働に対する債権。これらの債権が相互に競合している場合には、収穫に対する債権が優先し、ついで耕作の債権、最後に同条に定められているその他の

債権。

- 7 特別法が異なる優先順位を認めている場合を除き、第2758条に定められている間接税に対する債権、および第2759条に定められている動産利得税に対する債権。
- 8 第2754条に定められている社会保障および扶助の形態を介して、機関および法人が負担しなければならない分担金に対する債権、ならびにこれらの債権および本条第1号に定められている債権の50パーセントを限度とした副産物。
- 9 第2766条第3項に定められている農業信用を営む機関の債権。
- 10 刑法典および刑事訴訟法典に定められている場合において、その順位に従って、押収された物について、第2768条に定められている犯罪に基づく債権。
- 11 第2767条に定められている賠償債権。
- 12 第2760条に定められている旅館主の債権。
- 13 第2761条に定められている運送人、受任者、受託者および差押受託者の債権。
- 14 第2762条に定められている機械の売主、または代価の前払に対する銀行の債権。
- 15 第2763条に定められている永小作料に対する債権。
- 16 第2764条および第2765条に定められている賃貸人の債権、ならびに折半小作および入植小作の契約に基づく債権。
- 17 第2751条に定められている順位において、埋葬費用、治療費、供給および扶養料に対する債権。
- 18 第2752条第1項に定められている直接税に対する国の債権。
- 19 第2752条第3項に定められている国の債権。
- 20 第2752条第4項に定められている租税に対する地方公共団体の債権。

第5章 消滅時効および失効

第1節 消滅時効

第4款 時効期間

第2項 短期時効

第2952条（保険に関する時効）保険料の分割払に関する権利は、個々の支払期日から1年で時効にかかる。

保険契約から生ずるその他の権利は1年で、再保険契約から生ずる権利は、それが基礎づけられる事実の発生した日から2年で時効にかかる。

民事責任保険においては、時効期間は第三者が被保険者に賠償を請求した日、または請求権に対して訴えを提起した日から進行する。

被害者である第三者の保険者に対する請求、またはこの者によって提起された訴えの通知は、被害者の債権が清算されかつ請求可能のものとならない限り、または被害者である第三者の権利が時効によって消滅しない限り、時効の進行を停止する。

前項の規定は、保険金の支払につき、再保険者に対する再被保険者の請求権に適用される。

(1998年1月31日脱稿)